

お願い

「食協ながさき新聞」は皆様の機関誌です。あなたの地区の活動や話題、ご意見やご要望などを長崎県食品衛生協会「編集部」までお寄せください。

## 令和二年度 定時総会の開催

令和二年六月十一日(木)午後二時から公益社団法人長崎県食品衛生協会(西彼杵郡長与町高田郷三六四〇番地三)において、令和二年度定時総会が開催された。

本総会は、例年と異なり、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大防止に鑑み、執行理事のみの会場出席とするほかは、書面による議決権の行使を中心とした決議となった。定時総会は、定款第二十条に定める定足数を満たし、有効に成立した。

開催に先立ち、長年にわたり協会活動に尽力された物故者に対して、全員で黙祷を捧げた。

事務局による開会宣言、橋本会長による挨拶に続いて、議長選出(定款十八条により、橋本会長が議長となる)、議事録署名人選出(会長が西彼地区小嶋 俊樹氏、諫早地区 村川 一人氏を指名し、了承)を経て、以下の議事につき、審議がなされた。



橋本会長 挨拶

### 議事

#### ◇報告事項

令和元年度事業報告について、事務局より説明がなされた。

#### ◇承認事項

第一号議案 令和元年度決算(案)について、事務局より説明がなされた。なお、五月十一日、食品環境検査センターにおいて、監事三名が令和元年度の重要な決裁書類等を閲覧し、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書等について調査をおこなった結果に基づき、監査報告書が取りまとめられた。監査報告書の概要(監査意見)は、以下のとおり。

#### 〈監査報告書(監査意見)〉

①事業報告及びその附属明細書は、法令又は定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実が認められません。

③計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。第一号議案については、全会一致で可決承認された。

#### ◇報告事項

公益法人認定に係る変更の届出及び変更認定申請について、事務局より説明がなされた。

#### ◇報告事項

令和二年度事業計画及び令和二年度収支予算について、事務局より説明がなされた。

#### ◇承認事項

第二号議案 令和二年度役員報酬の上限額(案)について、事務局より説明がなされた後、全会一致で可決承認された。

#### ◇報告事項

令和二年度資金調達及び設備投資について、事務局より説明がなされた。

#### ◇承認事項

第三号議案 規程の一部改正(案)は、「公益社団法人長崎県食品衛生協会役員等旅費規程」(注：議案書の一部訂正)について事務局より説明がなされた後、全会一致で可決承認された。

#### 〈新任者三名〉

第四号議案 役員の新選(案)について、理事の辞任に伴う新任候補者三名につき事務局より説明がなされた後、候補者三名全員が全会一致で可決承認された。

大村東彼地区	今村 信行
県北地区	野村 輝夫
学識経験者	小崎 一弘

以上のとおり、慎重審議の結果、提出された議案の全てが可決承認されたため、酒井副会長による閉会宣言により閉会となった。

なお、例年、総会終了後に表彰式を開催していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催中止となった。

決算及び予算の概要

◇令和元年度決算の概要

(正味財産増減計算書から抜粋)

一、公益目的事業

経常収益合計

三八九、八五二千円

経常費用合計

三五九、七一七千円

当期経常増減額

三〇、一三五千円

一般正味財産期首残高

七三五、三八九千円

一般正味財産期末残高

七六八、六七八千円

二、収益事業等

経常収益合計

一九六、六三〇千円

経常費用合計

一八四、六八五千円

当期経常増減額

一一、九四六千円

一般正味財産期首残高

四二〇、三七二千円

一般正味財産期末残高

四二八、八二五千円

三、法人会計

経常収益合計

三、四五三千円

経常費用合計

一九、〇四〇千円

当期経常増減額

△一五、五八七千円

一般正味財産期首残高

△六五、九九九千円

一般正味財産期末残高

△八一、五八七千円

◇令和二年度収支予算の概要

経常収益

経常費用

五〇七、四九一千円

五〇七、二八〇千円

《訃報》

当協会会長橋本邦芳におきましては、かねてより療養中のところ、令和二年八月十七日逝去いたしました。

生前食品衛生協会並びに業界の発展にご尽力いただきましたことに深謝するとともに、謹んでご冥福をお祈りいたします。

分析機器・理化学器械の総合販売

株式会社 イケダ科学長崎支店

〒852-8116 長崎市平和町 28 番 11 号  
TEL:(095)845-6278・FAX:(095)849-1857  
E-mail:ikedangsk@juno.ocn.ne.jp

主な取扱いメーカー (株)島津製作所・(株)島津 GLC・ジーエルサイエンス(株) 柴田科学(株)・ヤマト科学(株)・日本インストルメンツ(株) サーモフィッシャーサイエンティフィック(株)・東亜 DKK(株)



ホシザキ北九株式会社

福岡県福岡市博多区博多駅南3丁目18番9号

TEL.092-471-7396

今も昔も、心を尽くした味づくり。



文明堂総本店

長崎市江戸町1番1号 ☎(095)824-0002



令和二年度 受賞者名簿

●長崎県知事表彰

○食品衛生功労者

10名

(地区名)	(氏名)	(地区名)	(氏名)
諫早	村川 一人	佐世保	田淵 盛太郎
長崎	岩永 徳二	大村東彼	安中 孝
県南	島崎 豊太	上五島	吉村 和久
県北	黒田 光範	西彼	森口 美代子
壱岐	平田 榮一郎	下五島	古本 恵子

○食品衛生優秀施設

15施設

(推薦保健所)	(施設名)
県央	株式会社 山香海
県央	はるこながい
県央	そば正
県央	有限会社 いさみ屋
県南	Patisserie Le Havre (パティスリー ル・アール)
五島	株式会社 浜口水産
対馬	つしま美松
長崎	株式会社 将大
長崎	合同会社ながさき夢ファーム
長崎	Gris Hausse Nagase (グリースハウゼナガセ)
長崎	株式会社 Goo
長崎	セトレグラバーズハウス長崎
佐世保市	オンリーOne ま心
佐世保市	ささいずみ 下京本店
佐世保市	有限会社 山口水産 加工場

●(公社)長崎県食品衛生協会会長表彰

○食品衛生功労者

21名

(地区名)	(氏名)	(地区名)	(氏名)
長崎	和田 なおみ	県南	水田 浩二
長崎	石田 孝子	県南	内田 政行
佐世保	山田 康浩	県南	廣瀬 寛信
佐世保	明石 文仁	県北	森 繁一
佐世保	池永 知律子	県北	御厨 豊子
西彼	楠本 強	県北	寺田 賢一郎
大村東彼	岡田 淑子	下五島	石本 賢一
大村東彼	楠本 優代	上五島	西村 勝助
大村東彼	宮田 正人	壱岐	富谷 晃好
諫早	立川 俊志	対馬	高原 靖
諫早	永尾 高子		

○優良施設

14施設

(地区名)	(施設名)
長崎	カウベル深ぼり
長崎	はくしか
長崎	ウオクニ 株式会社 長崎フードセンター
長崎	吉田製麺
佐世保	有限会社 みずや 黒島工場
佐世保	オオシマ農産 株式会社
大村東彼	とんかつ浜勝長崎東彼粋店
大村東彼	松屋菓子舗
県南	サンエスファーム みなんめキッチン
県南	有限会社 保栄水産
県北	エレナFC 福江店
下五島	株式会社 江口製麺
上五島	寿司 割烹 魚よし
壱岐	カフェ ほっとたいむ
対馬	



# 県からのお知らせ

テイクアウト食品を提供される飲食店の皆様へ

## 「食中毒予防の三原則」を徹底して食中毒を防止しましょう！

○「新しい生活様式」を踏まえ、食品のテイクアウト利用が増えています！

新型コロナウイルス感染症の影響により、「おうち時間」や「巣こもり消費」などが増えたことから、食品のテイクアウト利用が定着してきました。

テイクアウト食品は、調理後から食べるまでの時間が長く、提供方法も普段とは異なるため、食中毒菌が増える可能性が高くなります。

テイクアウト食品による食中毒を防止するには、より徹底した衛生管理が重要となります。次のポイント（食中毒予防の三原則）に注意して、適切な調理・提供をお願いします。



○テイクアウト食品の安全性について  
県では、営業者の自主管理の徹底を図り、食品の安全性を確保することを目的として、「食品衛生成分規格指導基準」を設定し、保健所職員が無作為に抜き取り検査を行っています。

(弁当の基準)

細菌数(生菌数)：  
1gあたり10万以下

大腸菌群：陰性  
黄色ぶどう球菌：陰性

前述のとおり、テイクアウト食品では、店内での提供に比べ食中毒菌が増える可能性が高くなります。営業者の皆様におかれましては、提供数の多いメニューから優先して自主的に検査を行い、お店で作られた食品の安全性について確認をお願いします。

### ○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について(お願い)

今般、飲食店等で感染が広がっている状況を受け、国はあらゆる機会を利用して、飲食店等における感染防止のための業種別ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の普及を進めています。

令和二年七月二十八日付け厚生労働省通知に基づき、保健所職員が飲食店等で監視指導を行う際は、ガイドラインの周知も行っていきます。営業者の皆様におかれましては、お客様が安心して

★原則① 食中毒菌を「つけない」  
施設の調理能力を超えない範囲で受注し、清潔な場所で調理や容器詰めを行います。

★原則② 食中毒菌を「増やさない」  
注文後に調理する等、喫食までの時間を短くする工夫をしましょう。  
調理後の食品は速やかに冷ますか、六十五℃以上で保管しましょう。  
購入した食品は速やかに食べるよう、お客様に伝えましょう。

★原則③ 食中毒菌を「やっつける」  
加熱が必要な食品は中心部まで十分に加熱しましょう。  
テイクアウトに適したメニューを選び、鮮魚介類などの生ものや、「半熟」卵、「レア」なお肉の提供は控えましょう。

### 外食業の事業継続のためのガイドライン

[http://www.jfnet.or.jp/contents/files/safety/FSguidelineA4\\_20514\\_630.pdf](http://www.jfnet.or.jp/contents/files/safety/FSguidelineA4_20514_630.pdf)



### 社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

<https://zensyaren.net/pdf/b9584552dfbf47642688827125fca7611e1fbd45.pdf>



て店舗を利用できるように、また従業員を感染から守るためにも、ガイドラインの遵守にご協力をお願いします。

“As safe as the Rock”  
～ジブラルタ・ロックのように安心～

ジブラルタ海峽に位置する長さ4.8km、高さ400mにもおよぶ巨大な岩山「ジブラルタ・ロック」が社名の由来です。親会社フルデンシャル・ファイナンシャルのシンボルである「ジブラルタ・ロック」は時を経て変わることのない強さ、安定性、専門性、そして革新性を象徴しています。

ジブラルタ生命は、今後もご契約者サービスのさらなる向上に努めるとともに、より多くのお客さまに経済的な保障と心の平和をお届けしてまいります。

＜食協生命共済保険取扱会社＞ **ジブラルタ生命保険株式会社** 長崎支社  
〒850-0057 長崎市大黒町9番22号 大久保大黒町ビル2F TEL: 095-826-5203

コールセンター ▶▶ **0120-37-2269**  
【受付時間】平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00 (日曜・祝日・12/31～1/3を除く)

ホームページ ▶▶ <https://www.gib-life.co.jp/>

# 保健所 だより

## 対馬保健所

国境の島、対馬を管轄する対馬保健所よりご挨拶申し上げます。

ここ対馬は沖繩本島と北方領土を除くと佐渡島、奄美大島に次ぐ全国で三番目に大きな島で、橋で結ばれた上島下島とその周囲百以上の属島から構成されています。南北に八十二km、東西に十八kmと細長く、内陸奥深くまで海が複雑に入り込むリアス式海岸を形づくっており、その広い島の九割を山岳地帯が占める険しい地形で、最高峰の矢立山は標高六百四十八mあります。

その歴史は古く、豊玉町の和多都美神社には古事記の海幸彦山幸彦の伝説が残っており、魏志倭人伝にも倭の国の一部として登場、七世紀に築かれ全国から集められた防人が国境防備にあたった金田城（かねたのき）跡や、元寇の際に大船団で埋め尽くされた小茂田古戦場跡、近代では先の戦争時に整備された姫神山や豊砲台跡など、歴史の宝庫と言える島です。最近では元寇を題材とし対馬が舞台となった漫画やテレビゲームが発表されるなど、全国

的にも対馬の知名度は上がってきています。

豊かな自然や歴史に恵まれた対馬では、独特の食文化が育まれています。イカやアナゴ、ノドグロなどの海の幸、どんこ椎茸やろくべえなどの山の幸、かすまきなどのお菓子作りも盛んです。

さて、対馬の食品衛生の状況ですが、食品衛生協会の活動は非常に活発で、昨年度は手洗いマイスター講習会を企画、開催しています。結果、十九名の食品衛生指導員が資格を取得し、それを生かした学校での手洗い教室の取組みが始まったところです。会員のみなさまも食品衛生の向上に前向きであり、講習会への参加や自主検査、検便

など非常に積極的に取り組んでおられます。

また、対馬で忘れてはならないのは、韓国との交流です。朝鮮半島まで海峡の最短部ではわずか四十九・五km、古来より大陸との交通の要衝でした。毎年夏には朝鮮通信使を再現した厳原港祭りも開催されています。韓国からの観光客も年々増加し、平成三十年年度には四十万人を超え、食品業界にとつて大きなチャンスのある島と多くの人の目に映っていたようです。

ところが、この対馬の食品業界を二つの危機が襲います。一つ目は令和元年七月の日本政府による半導体材料等の対韓輸出規制問題です。これを境に韓国人旅行者が急減してしまいました



鳥帽子岳展望台から浅茅湾をのぞむ



当時世界最大であった豊砲台跡

### 『食べるガス』…ガスの力で食に貢献します。

- 各種産業ガス、校正・分析ガス、食品保存用ガス(食品添加物)
- ガス関連機器、消耗品、配管・設備工事
- ガス技術サポート



日本エア・リキード株式会社 長崎支店

〒852-8013 長崎県長崎市梁川町1番5号

TEL 095-861-4013 FAX 095-861-8808 E-mail jp-csc3170@airliquide.com

た。一時期は完全に姿を消した韓国人旅行者も徐々に戻りつつあった令和二年二月、二つ目の大きな危機が島を襲います。新型コロナウイルスの発生です。島外からの観光客は激減し、島内消費も落ち込み、食品業界は計り知れない打撃をこうむっています。会員のみなさまはテイクアウトやインターネットの活用など、この難局を乗り越えようと努力されています。我々保健所としても衛生分野について少しでもみなさま方の力になれるよう、協力していきたいと考えています。大変な時期ではありますが、どうぞよろしくお願いたします。

# 検査センターだより

## 食品検査あれこれ

食品検査課長 深川 元太郎

### はじめに

年明け早々から、新型コロナウイルスが全世界で猛威を振るい始め、長崎県内も例外ではなく陽性患者が各所で見つかるようになっていきます。新型コロナウイルスによって、被害にあわれた方、様々な影響が生じている食品関係の方、また、今年七月の豪雨により被災された方に対して心よりお見舞い申し上げます。あわせて、医療現場やライフライン維持のためご尽力されている皆様には心より感謝申し上げます。ウィズコロナ、アフターコロナがどのようなようになっていくのか、はつきりとはしていませんが、長崎県食品衛生協会の会員皆様がこの難局を打開し、良い方向へ進んでいけるよう、検査センター職員一同祈願致しております。さて、今回は、当検査センターの食品検査課がどのような検査を行っているのか、全てではありませんが、今一度ご紹介したいと思えます。

### 食品検査はどんなやつでも大丈夫？

検査内容をご紹介する前に、食品検査はどこに依頼しても大丈夫と思われていませんか。当検査センターは、厚生労働大臣が検査機関として認めた県内唯一の食品衛生登録検査機関です。この登録検査機関は、法律で検査施設の基準、検査員の資格、検査方法等が定められており、さらに毎年、検査精度を確認する技能試験を受けたり、日頃の検査業務や検査精度が適正であるかを国が確認したりと、日々検査精度の維持と研鑽に努めています。食品衛生登録検査機関以外でも食品衛生法で定められた規格基準に適合しているかを確認する製品検査の類似検査を行うことは可能ですが、大手流通の取引に際しては、食品衛生登録検査機関で発行された成績書でないといけないので、当検査センターは、そのニーズに十分お応えできています。

### 自主検査とは

当検査センターが承っています自主検査は、食品衛生法や長崎県食品衛生に関する条例等の関係法令に基づいて

行っています。通常の流れとしましては、会員様から各地区協会や当検査センターへご提供頂いた製品を、定められた試験法に基づいて検査を行ない、検査結果をお知らせすることになるわけですが、もし依頼された製品が基準値を超えるなど、速報性を有する場合は、まず電話を通して速やかにご連絡をし、改善策や対応策が必要な場合にはその旨をお伝えしています。行政が行う立入や抜き打ちの際に行う収去検査ではありませんので、お伝えした検査結果を日々の衛生管理活動の再確認としてご活用して頂ければと思っております。例えば、細菌数や大腸菌群などの結果が悪かった時は、日々の衛生管理のどこが悪かったのか、製造工程の見直しのチャンスとして捉え、ポジティブなご対応をなさって頂ければと思います。さらに、改善後の再検査や検証のために、製造工程の要所所で細菌学的な検査を実施する等、当検査センターをご利用いただければ幸いに存じます。

新型コロナウイルスの影響で、持ち帰りのお弁当を提供したり、デリバリーを行う飲食店が多くなってきたり、これまで店内での提供のみをなさっていた会員様の中にも、新型コロナウイルスの影響や新たな事業展開として始められた方もいらっしゃるのではないで

でしょうか。詳細につきましては、今回の「県からのお知らせ」をご覧くださいければと思いますが、衛生管理の工程のチェックとして自主検査を積極的に行われてみてはいかがでしょうか。

### 栄養成分分析

平成二十七年四月一日から五年間の経過措置期間を経て、令和二年四月一日から新しい表示制度に基づき一般用加工食品及び一般用添加物に栄養成分表示が義務化されました。義務表示項目は、熱量(カロリー)、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量の五項目です。この他に任意の表示項目として、飽和脂肪酸、食物繊維、糖類、コレステロール、ビタミン類などがあり、製品の特長をPRできるものとして活用されているようです。表示する際には、自社あるいは当検査センターのような分析機関での分析値のほか、計算値や同一または類似食品から類推した参照値などを用います。すでに経過措置期間が過ぎていきますので、多くの会員様におかれましては、表示がお済になっているかと存じますが、再度ご確認なされてはいかがでしょうか。また、新たな商品開発をされる際には、栄養分析の他、賞味期限等の表示の検査についても、当検査センターのご利用をお待ちいたしております。

施設の衛生検査など

当検査センターの職員は、学校給食施設内や食品製造工場内などに対して、長年の経験と実績を活かし、衛生面からのチェックやアドバイスを行っています。職員が現場まで出向き、調理に関わる方の手指、調理器具などのスタンプ検査、食材や製品の食中毒菌の検査、施設内の異物混入や食中毒汚染が起こりやすい箇所のご指摘や改善のご提案など多岐にわたる内容の検査となっております。また、「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成三十年法律第四十六号）により、令和三年六月からHACCP（ハサップ）に沿った衛生管理が義務化されます。当検査センターにはHACCP普及指導員が複数名おりますので、HACCPの導入を今後進めていかれる方には現地でのアドバイスや座学研修なども行っておりますので、気軽にご連絡・ご相談いただければと存じます。

異物検査

食品製造業や飲食業などに従事されている方は、食品中に異物が混入しないよう日々努力や注意をなされているかと存じます。ご承知のとおり、万一、異物が混入してしまうと、製品回収などの実質的な損害だけでなく、会社の評判が悪くなったりと、将来的な売り

上げにも影響を及ぼしかねません。また、異物混入が生じた場合、異物の混入原因の究明と説明責任、発生防止策の改善措置といったことを、会社として求められることが最近はいくつにも思われます。その際、原因究明のためには、まず異物を特定し、混入場所や原因を究明しなければ、防止策や予防策といった対応ができなくなってしまう。当検査センターでは、異物鑑別の経験を長年積んだスタッフが対応致しております。ただし、サイズが小さかったり、昆虫類の場合に全ての部位が揃っていないかったりした場合など、鑑別が困難な事がございますので、ご依頼頂く際には予めご相談いただければと思います。

以上、四つの検査をご紹介させて頂きました。これ以外にも当検査センターには様々な検査がございますが、別の機会にご紹介させて頂ければと思います。

最後になりますが、私事、本年四月から食品検査課へ異動となりました。今後も様々な面でご愛顧賜りますようお願い致します。

食品検査・飲料水検査等に関する総合分析機関

食品、飲料水、検便、環境等の多分野にわたって充実した検査体制・高い技術力・豊富なノウハウで信頼性の高い検査結果を迅速に提供します。

ISO/IEC 17025認定・ISO9001認証取得・各種法定検査機関登録

公益社団法人長崎県食品衛生協会  
食品環境検査センター

〒851-2127 長崎県西彼杵郡長与町高田郷3640-3

TEL : 095-883-6830 FAX: 095-883-6981

ウェブサイト <http://www.nsek.or.jp>

各種ご相談に応じます。お気軽にお尋ねください♡



こんなときも  
毎日を支えてくれる  
お店の皆さんに、  
うつさないようにしよう。



# 県協会だより

## 第六十二回(公社)日本食品衛生協会 九州ブロック大会 佐賀県

今大会については、令和二年五月十三日(水)、佐賀市文化会館において開催される予定だったが、新型コロナウイルス感染症予防に関する呼びかけを踏まえ、書面での開催となった。

### 大会スローガン

- HACCPに沿った衛生管理は「記録」と「振り返り」の繰り返し
- ノロウイルス対策は「健康管理」と「正しい手洗い」でー!
- みんなを守る「あんしんフード君」で万全の対策を!!
- 手洗い、マスクはおもてなしの第一歩

### 九州ブロック連絡協議会

標記協議会については、例年九州ブロック大会の前日に開催されており、事務局会議、指導員部長会議、支部長会議、九州ブロック連絡協議会の四

つで構成されている。ブロック大会同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面決議となった。なお、各議題については、以下のとおり。

### 事務局会議議題

- ・今後の食品衛生責任者養成講習会及び実務講習会の実施について
  - ・届出業者への取り組みについて
  - ・調理師試験準備講習会の開催について
  - ・講習会などの受講歴の管理について
  - ・データ管理のクラウド利用について
- 指導員部会議議題
- ・「HACCP型食の安心・安全・五つ星事業」の実施状況について
  - ・管理運営基準や施設基準の変更に伴う研修の取り組みについて
  - ・食品衛生指導員の活動活性化への取り組みについて
  - ・法改正に伴う食品衛生責任者養成講習会の価格改定等について

### 連絡協議会議題

- ・令和元年度事業報告並びに決算報告(監査報告)
- ・令和二年度事業計画(案)並びに収支予算(案)
- ・食品衛生指導員体験発表支部について
- ・次期九州ブロック連絡協議会、九州ブロック大会開催支部について
- ・九州ブロック大会の運営について
- ・提案事項について
- ①(公社)日本食品衛生協会提案事項
- ②支部提案事項
- ・その他

なお、令和三年度は、長崎県(長崎市)で開催されます。コロナ禍の一日も早い終息を祈念しつつ、厳しい状況の中で奮闘されている皆様と、元気な姿でお会いできることを楽しみにしております。



## 株式会社 クリーン・マート

本 社

〒851-0134 長崎県長崎市田中町573番地3  
TEL. 095-837-8488 FAX. 095-837-8101

長崎工場

〒851-0134 長崎県長崎市田中町579番地  
TEL. 095-837-8493 FAX. 095-837-8478

## 手わざ 時をつなぐ 心をつなぐ。



長崎本店 / 長崎市船大工町3-1 TEL.095-821-2938 (代)

創業寛永元年

長崎 崎  
カステラ本家  
福砂屋  
福砂屋

SINCE 1624

Instagramはじめました! fukusaya\_castellina1624 で検索!



# 地区だより

## 長崎地区

### 〔令和元年度会計監査会及び令和二年度第一回三役会〕

四月十五日 於 長崎市食品衛生協会 事務所

監事の立合いのもと令和元年度一般会計及び特別会計の監査が行われた。監査会に引き続き、令和二年度第一回三役会を開催。事業及び決算報告、会計監査報告に続き、事業計画案及び予算案が検討された。また、令和二年度第一回理事会及び第六十回通常総会開催について審議され、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面決議での開催を決定した。併せて規約一部改正案についても検討がなされた。

### 〔令和二年度第一回理事会および第六十回通常総会〕

六月三日 於 長崎市食品衛生協会 事務所

前述のとおり書面決議開催となったが、書面決議の結果集計及び立会いのため副会長二名・監事二名・専務理事、計五名が出席。書面決議の結果は、

両会議ともすべての議案について過半数の賛成をもって可決された。

### 〔食品衛生月間の活動について〕

食品衛生月間についてもコロナ禍の影響で、毎年行っている「食品衛生月間」出発式と街頭での月間啓発グッズの配布が実施できなかった。代替策として、食品衛生指導員の店舗等に月間啓発グッズのウェットティッシュ二万二千個を設置し、消費者へ配布し食中毒予防を呼びかけた。また、長崎市内の約十五ヶ所に「食品衛生月間」のぼりを設置し、月間PRに努めた。



食品衛生月間啓発グッズ



食品衛生月間のぼり

### 〔食品衛生責任者養成講習会〕

六月九日 於 長崎県勤労福祉会館 受講者四十一名  
六月十七日 於 長崎県勤労福祉会館 受講者五十二名

### 〔食品衛生責任者実務講習会〕

一月十七日 於 長崎県勤労福祉会館 受講者九十七名  
一月二十九日 於 長崎県勤労福祉会館 受講者五十三名  
二月五日 於 長崎市三和公民館 受講者六十九名  
二月十二日 於 長崎市野母崎文化ホール 受講者六十九名  
七月九日 於 長崎県勤労福祉会館 受講者六十二名  
七月十六日 於 長崎県勤労福祉会館 受講者六十三名

商標  
創業天保元年 海菜用  
寒菜・もじほ草家  
岩永極壽軒  
長崎市諏訪町7の1  
電話095(822)0977番

あなたの企業と共に！  
HEWAB  
デザイン・制作から印刷まで  
平和堂オフセット印刷 有限会社  
本社 〒850-0862 長崎市出島町5番11号  
TEL 095-811-4623(代表) FAX 095-811-4626

## 佐世保地区

### 【令和二年度第一回理事会】

四月二十二日（水）新型コロナウイルス感染症防止対策（三密）を講じた上、佐世保市中央保健福祉センター六階研修室において開催

令和二年度佐世保市食品衛生協会代議員総会開催については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会場に集合しない書面での決議を行なうことといたしました。

### 【令和二年度代議員総会】

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として集会等の自粛要請に伴い、各代議員に書面決議承諾書兼議決権行使書を送付し、書面での議決となりました。

六月九日（火）すべての議案について、過半数の賛成をもって可決されました。

### 【食品衛生責任者養成講習会】

五月二十九日・八月二十八日に講習会開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症による感染リスク拡大防止と多数の方が集まる講習会の自粛傾向を踏まえ、保健所と協議の結果、食品衛生責任者養成講習会は中止

となりました。

なお、令和二年度の食品衛生責任者養成講習会は、すべて中止となりました。

### 【食品衛生責任者実務講習会】

例年七月に実施している食品衛生責任者実務講習会（Ⅱ種B）、並びに三年に一度、二月に実施している食品衛生責任者実務講習会（Ⅱ種A）について今年度は食品衛生責任者の皆様に、食品衛生法改正に伴う講習会を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、集合しての開催が難しい状況のため、保健所と協議した結果、講習会資料を食品衛生責任者の皆様へ送付し、実務講習会実施に替えてさせていただきます。

令和三年六月から営業施設の衛生管理計画書の作成が義務化されます。これに伴い、保健所より衛生管理計画書を効率的に作成できる「衛生管理計画書作成の手引き」を作って頂いていただきますので、参考の上、是非ご活用ください。食品衛生責任者講習会の資料は、九月上旬より順次発送致します。

### 【食品衛生指導員研修会】

七月九日（木）、新型コロナウイルス感染症防止対策（マスク着用・検温・手指消毒・ソーシャルディスタンス・換気）を講じた上、交通会館にお

いて開催。講師は、保健所生活衛生課食品衛生係山下係長。今回は、DVD「はじめようHACCP」（公社）日本食品衛生協会製作を視聴後、令和二年度食品衛生指導員研修会資料を基に、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の実施」の研修が行われた。

### 【食品衛生月間キャンペーンと夏季巡回指導】

毎年、街頭にてティッシュとチラシの配布による食中毒予防キャンペーンを行っていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策であるソーシャルディスタンスを保てない為、街頭キャンペーンを中止し、今回は「手をよく洗いましょう」ロゴ入りティッシュ、「家庭でできる食中毒予防の六つのポイント」チラシと「衛生的な手洗い」ポスターを市内数十店舗に配布し、消費者への食中毒予防啓発キャンペーンを実施した。

また、毎年食品衛生月間に合わせて食品営業者への巡回指導も実施されており、今年八月四日、食品団地を皮切りに保健所監視員と食品衛生指導員による夏季巡回指導が実施された。

### 【業者検便の受付】

十月十九日（月）世知原地区・小佐々地区  
十月二十日（火）吉井地区・江迎地区・

鹿町地区

十月二十六日（月）・二十七日（火）・二十八日（水）食協事務所にて受付を予定しています。

お問い合わせは、佐世保市食品衛生協会二五一一一七一までお願い致します。



## 西彼地区

### 【指導員研修会と専門委員会】

食品衛生月間を前に、七月十四日と十六日に、指導員研修会を二会場で開催した。

食品衛生法の一部改正に伴い、来年六月から施行される「営業許可業種の変更及び届出制度の創設」と「HACCPに沿った衛生管理」について西彼保健所の川越専門幹に講義をお願いした。

研修会後に専門委員会へ移り、各委員長を中心に今年度の事業取り組みについて話し合いがなされた。

また小学一年生の手洗い教室は、実施希望があった四校にて、十月〜十一月に開催するが、三密を避けるための対策も協議し、今回実施方法を見直すこととした。

参加スタッフは、当協会の手洗いマスターの他、西彼保健所と県食協に協力をお願いし、地域一丸となって取り組む予定ではあるが、今後のコロナ感染状況を見ながら実施の判断をすることとしている。

### 【食品衛生責任者講習会】

毎年七月に開催している養成講習会は、受講者定員を半数にし、全員マス

ク着用で検温、手指消毒、一時間おきの換気など、感染対策をしつかり行いながら実施した。

新たなカリキュラムが厚労省より示され、今回初めて確認テストを行った。結果判定は自己採点としたが、七〜八割の正解率で、受講者からは「大変実のある講習だった」との声もいただいた。

また、法改正で営業届出の対象となる事業者からも食品衛生責任者設置の問い合わせがあり、今後受講希望者が増えると思われるが、コロナの影響で次回開催は未定である。

### 【食品衛生月間の取組み】

#### 一、食中毒予防ポスターコンクール

今年で十五回目の募集事業となるが、管内小学六年生（九百三十名）には画用紙を配付済みで、九月中旬に審査会を行い、入賞作品を決定する。

優秀作品を図案化した西彼食協オリジナルポスターも二パターン作成し、会員の事業所に掲示していただく予定である。

#### 二、車両パレードによる広報活動

八月三日に長与・時津町内を、また翌四日は、西海市内を西彼保健所、各市町と合同で車両パレードを実施し、地域住民に食中毒の未然防止を呼び掛けた。



## 大村東彼地区

### 【通常総会】

今年度の総会は、コロナウイルス感染症予防のため集合しない書面による決議となり、開催基準日を令和二年五月二十八日（木）とし、理事・代議員全員の書面決議で可決承認された。

### 【地区会議】

六月十五日（月）東彼三地区合同会議、六月十七日（水）大村市四地区合同会議を開催した。東彼地区は、東彼杵地区・川棚地区・波佐見地区の指導員十七名が出席、大村地区は、本町地区・中央地区・西大村地区・竹松・松原地区の指導員二十六名が出席し、三密にならないようそれぞれの会場を広く取り、食品衛生指導員活動として、食品衛生月間に向けて手洗いとコロナウイルス感染防止策の徹底とする指導の取り組み、五つ星事業の導入に向けての準備など話し合われた。

### 【夏期業者一斉検便】

七月九日（木）より一ヵ月にわたり、八会場にて業者検便受付を実施した。受付総数二千三百六十二件。未受験者には九月に再度受付を行う予定。

【食品衛生月間パレード】

八月四日(火)、食品衛生月間に伴う食品衛生広報パレードと店頭でのグッズ配布を行い、保健所監視指導員と各市町の担当者、指導員とともに総勢三十名で食品衛生と食中毒予防を呼び掛けながら、管内地域を巡回した。波佐見・川棚地区は暑い中、コロナ対策としてマスク・手袋着用をし、笑顔で消費者にグッズ配布をした。東彼杵地区と大村市内は各店舗に食品衛生と食中毒予防のお願いとしてグッズを配布した。コロナ感染が広がりを見せる中、細心の注意と暑さで保健所監視指導員と各市町の担当者、指導員は疲れたであらうと思う。



令和2年 地区会議 大村地区



食品衛生月間パレード 東彼地区



食品衛生月間パレード 大村地区



令和2年 地区会議 東彼地区



レストラン まゆみ

〒859-3608 東彼杵郡川棚町栄町82  
Tel0956-82-2971



アサヒフード株式会社

〒856-0820 長崎県大村市協和町1736番地  
TEL(0957)52-4080 FAX(0957)53-2308  
E-mail asahi-f@muse.ocn.ne.jp

# 諫早地区

## 【通常総会】

令和二年五月二十五日(月)開催予定であった通常総会。新型コロナウイルスの感染防止に向けた自粛措置として「書面決議承諾書及び議決行使書」により書面による決議を行った。  
 『異議なし』との回答があり第一号議案から第七号議案まで承認を得ました。

## 【夏期業者一斉検便】

六月三日(水)より七月二日(木)まで約一か月間受付会場を十八か所設け実施した。

実施するにあたり事前に指導員に検便容器を配布してもらっているが、感染リスクを伴うのではとの事も考慮しながら役員会議にてこの時期だからこそ食中毒にも最新の注意が必要なのはとの結論が出た。配布するにあたり、当協会よりマスク一箱を活動している指導員全員に配った。

## 【食品衛生月間事前街頭PR】

七月二十九日(水)一般市民に向けての食品衛生月間事前街頭PRをAコープ西諫早本店前広場にて行い『フリージングパック』と『除菌ウェット』

を配布し啓発した。  
 手渡すにあたりゴム手袋を着用してもらった。

## 【食品衛生月間】

八月三日(月)食品衛生月間の一環として市内一円広報車によるパレードを行った。新型コロナウイルス等で忙しい中、県央保健所から午前中は山口専門幹が午後からは朝永係長が参加してください、九時半に県央保健所を出発した。諫早市役所では今回ロビーではなく、五階の環境政策課があるフロアーにての出発式を行った。各支所を回り食中毒予防を喚起した。毎年四か

所の大型スーパーの店頭にて啓発グッズを渡していたが、今回は各スーパーの店長に渡しておいていただくようお願いしてパレードを終了した。  
 新型コロナウイルスが一日も早く終息しますように。



食品衛生月間事前街頭PRの様子



創業寛政五年 もっとこころ、もっと創造

# 株式会社 菓秀苑 森長

本社/長崎県諫早市幸町38-30  
TEL 0957-21-2121

<http://www.kashuen-moricho.co.jp/>

代表取締役社長 森 淳



# 空撮

## 始めました

今まで簡単に撮れなかった写真を気軽にパンフレット・ホームページ等の素材として活用できるサービスです。



株式会社 つじ印刷

- ◆本社・工場
- ◆MANBOW
- ◆福岡営業所

- TEL0957-52-3230
- TEL0957-52-7485
- TEL092-474-5055

- 〒856-0033 大村市飛平町1472-1
- 〒856-0814 大村市松並1丁目180-3
- 〒812-0016 福岡市博多区博多駅前

さなる九州本社ビル2F

## 県南地区

### 【通常総会】

今年度総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面決議とし、理事・代議員より書面表決書を提出いただき、第一号議案から第四号議案まで承認された。



### 【食品衛生責任者第二種講習会】

七月十六日北有馬町ピロティー文化センターにて食品衛生責任者に対する第二種講習会（HACCP講習会）を実施。会場は密を避け、マスク着用や手指消毒等、新型コロナウイルス感染予防対策をとりながら開催した。

今年度は南島原市が対象となっており、町毎に講習会を実施する予定にしているが、状況をみながら慎重に進めていく。

未受講者に対しては来年二月に再通知を行う。

## 県北地区

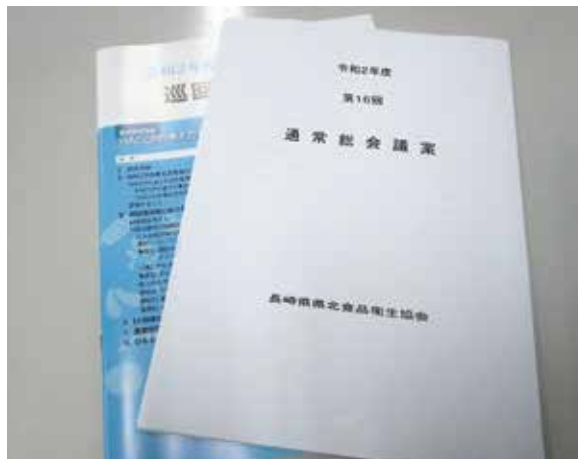
### 【監査会及び理事会】

四月二十二日（水）県北保健所会議室において、会長、会計理事の立ち会いのもと、監事二名による令和元年度的一般会計、特別会計に関する監査が行われた。

例年であれば引き続き理事会を開催していたが、昨今の情勢を考慮し今年度第一回目となる理事会は書面決議にて実施した。

### 【通常総会】

理事会に引き続き、今年度の通常総会も書面決議での開催となった。初の試みのため、手続き上の問題が発生しないよう細心の注意を払いながら手探りで実施したが、指導員の皆様のご協力のおかげで、つつがなく審議が執り行われ、いずれも原案通り可決承認された。



### 【第二回定例理事会】

七月十日（金）県北保健所会議室において、第二回定例理事会を開催した。今回の議題は、業者検便の実施について、夏期巡回指導について、食品衛生月間パレードの実施について、食品衛生責任者講習会の実施についてなど。特に責任者講習会については、保健所

の先生方と十分協議の上で対応を決定していくこと、開催の有無を含め慎重な判断が必要となることを確認した。

### 【第一回業者検便】

七月八日から、各地区で第一回業者検便の受付を開始した。まだ実施していない地区も九月下旬にかけて順次計画、実施していく予定。

### 【食品衛生月間】

広報ポスターを保健所・各市役所・町役場・各地区の店頭などに掲示すると共に、県北保健所入り口においては八月の頭から食品衛生月間の幟も掲揚している。

八月三日から五日にかけては、佐々・田平地区、松浦・福島・鷹島地区、平戸・生月地区を広報車で回りながら食品衛生、食中毒防止を呼びかける食品衛生月間パレードを行った。今年度は参加者がマスク着用、アルコール消毒液常備など感染予防にできるかぎり配慮したうえで開催となった。協会指導員・事務局に加えて県北保健所、平戸市、松浦市から総勢三十二名が参加した。

例年パレードの途中には各地区の主要店舗で住民の皆さんへ啓蒙グッズの配布を行っていたが、今年度は各指導員の店舗などで住民の皆さんに手を取ってもらう形での配布に切り替えた。

## 下五島地区

### 【県内初！HACCP型五つ星事業をスタート】

HACCP導入のための普及推進の取り組みについては、これまでの食品衛生責任者講習会で保健所と食協で協力し二回にわたり「HACCPをテーマ」に掲げた寸劇を上演。平成二十九年度は【導入編】「何でHACCPばせんばっちか」の巻を、令和元年度には【実践編】「HACCPの記録は始めんばっちか」の巻を上演してきた。



またHACCP記録簿については、劇中で「日食協作成の飲食店向け記録簿」を紹介したことにより、これまでの管理手帳から業種毎の記録簿に切り替えを促した成果が顕著に現れ、さっそく毎日の記録を開始する店舗が増えてきた。

こうした過程を経て、令和二年一月より長崎県内初となる「HACCP型五つ星事業」の準備に取りかかった。HACCP導入を定着させ、プレート表記の「見える化」でお店の日々の衛生管理を消費者へアピールし、お客様の利用促進に繋げることが狙いである。

さっそく日本食品衛生協会より講師を招き、指導員向けの説明会を開催した。

二月中旬より参加店を募集開始し十六店舗の申込みがあったが、その直後、世の中がコロナ禍で大変なことになり先行き不安なスタートだった。

少し不安が和らいだ六月上旬、指導員で手分けして参加店舗へ判定に向かった。

こういった中にも前向きに取り組み、五つ星店となることを待ち望んでいることがどの店舗からも伝わってきた。

当初より計画していた「プレート授与式」を保健所に相談し、六月二十六日に開催できることになった。全十六

店舗がコロナ禍を乗り越え、無事にHACCP型五つ星店となったことは組織としても大きな喜びとなった。

今回のプレート授与式は、HACCP型五つ星店の皆さまだけでなく、全会員の皆さまへ「コロナに負けずがんばって欲しい！」とエールを贈りたい願いがあり、報道機関に「食品事業者はピンチです。応援してください！」と取材を依頼。

当日は七社に取材していただき（二月説明会では四社）、テレビニュースや新聞記事がインターネットでも配信された。全国の皆さまに下五島会員のがんばりを見てもらい、またHACCP導入の義務化についても一般消費者に認識される機会となった。



その後、HACCP型五つ星事業の対象業種が「飲食店・菓子製造業・旅館業」から「食肉販売業・食肉処理業・魚肉ねり製品製造業（下五島より要望）」が追加され六業種となった。

現時点で新たに八店舗の参加申込みがあつている。



食の安心・安全5つ星プレート授与式の様子



食の安心・安全5つ星プレート授与式の様子

【新しいスタイルで手洗い教室を  
継続中！】

新型コロナウイルス対策として手洗いの重要性が注視される中、今年度の実施は厳しいと思っていたところに福江幼稚園よりご依頼があり、六月十九日、園児九十四人の手洗い指導に向いた。ニコニコ笑顔にいやされながら、参加した子どもたちに楽しく手洗いを学んでもらった。

なお、今回より新しい生活様式を取り入れ、スタッフの体調チェック、マ



手洗い教室の様子



食品衛生責任者講習会の様子

スク着用、手指のアルコール消毒を徹底しての訪問となった。  
今後も社会の変化に対応しながらこの活動を継続し、指導員の資質向上を図りつつ、地域の食品衛生の向上と感染症予防につなげていきたい。

【指導員研修会及び夏期一斉巡回指導を実施】

七月十七日、コロナ禍で実施が危ぶまれていた指導員研修会及び夏期一斉巡回指導をタイミング良く実施できることになり指導員二十一名が参加した。巡回指導では、保健所から三名が協力し七班に分かれて約百二十店舗を巡回した。参加者の検温実施とマスク着用、携帯用容器にアルコール消毒液

を詰めて参加者へ配布。巡回先の施設内では密にならないように気をつけた。

【コロナ対策として食協の取り組み（お知らせ）】

■下五島食協では斡旋物資として、コロナ対策に必要な「アルコール消毒薬」（各種サイズ、シャワーポンプ容器）・「手洗い消毒液」・「非接触式体温計」を会員価格で提供していますので下五島会員の皆さまご利用下さい。

■食品賠償共済（あんしんフード君等）＋「休業補償特約」の追加で、従事者がコロナに感染した場合に休業補償の対象となることの文書通知を受

け、コロナ対策として推進してまいります。  
令和二年二月～七月で百五十店舗以上が追加されました。  
特約部分の掛金を月割り計算し、随時対応できますので事務局までご相談ください。

■会員へ補助金情報やアルコール消毒液の入荷状況など会員に必要な情報をいち早くお伝えできるようSNS「facebook」にて「下五島地区食品衛生協会事務局」ページを作り、こまめな情報発信を行っています。「いいね👍」を押して、ぜひご参加下さい。



# 上五島地区

## 令和二年度理事会・通常総会

令和二年度理事会・通常総会の開催については、新型コロナウイルス感染症拡大により、全国的な緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、書面による決議とする会議となった。定期総会資料一式を関係者一同へ郵送し、書面決議承諾書、及び議決権行使書等を返信していただくことにより、すべての案件で原案どおり承認をいただいた。

## 第一回食品検査及び業者検便 受付・送付

六月二十三日(火) 新魚目地区の検便検査から始まり、七月二十一日(火)の上五島地区の食品検査まで、五地区十か所で受付し、検査センターへ送付した。

当初の予定日程が、新型コロナウイルス感染症の影響や諸事情のため急遽変更になる等、慌ただしいこともあったが、受検率はまずまずだった。

## 食品衛生責任者実務講習会(Ⅱ種)

七月三十日(木)、有川、上五島、新魚目の三地区を対象とした、新上五島町石油備蓄記念会館アリーナにて開催予定の「食品衛生責任者実務講習会」

は、万全の新型コロナウイルス感染症予防対策を講ずること、開催の準備を進めていたが、今般の県内における新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、余儀なく開催延期をすることとなった。また、延期の開催日程については、今後の県内の動向を見据え、あらためて案内をすることとなった。

# 吉岐地区

## 令和元年度の会計監査

四月七日 旅館 弁天荘に於いて吉田 監事・小坂 監事をお迎えし、平山会長・平田 衛生管理推進委員長両名の立ち会いのもと行われた。

## 第一回役員会

四月九日 ビューホテル吉岐に於いて令和二年度第一回役員会を開催

議事については次のとおり  
一. 令和元年度 一般会計決算報告について  
二. 令和元年度 検査部会及び特別会計決算報告について

三. 令和二年度 一般会計予算(案)について  
四. 令和二年度 第一回業者検便の日程について

五. その他

## 令和二年度第五十八回吉岐食品衛生協合理事会および通常総会

五月十二日に予定しておりました令和二年度第五十八回吉岐食品衛生協合理事会および通常総会については、新型コロナウイルス感染症予防対策のため書面決議になりました。

また、例年行っております衛生優良店の受賞者と退会指導員への感謝状については、事務局が直接持って行きお渡ししました。

## 第一回業者検便

六月八日石田地区(百二十二件)・六月九日芦辺地区・瀬戸地区(百二十六件)・六月十日郷ノ浦地区(三百二十二件)・六月十一日勝本地区・湯ノ本地区(百十六件)・六月十六日(百二十四件)・六月三十日(三十六件)は未提出者を対象に行いました。

## 第二回役員会

六月七日 吉岐保健所会議室に於いて令和二年度第二回役員会を開催議事については次のとおり  
一. 夏期巡回指導の日程について  
二. 食中毒予防月間について

三. 令和元年度責任者講習会未受講者及び新規講習会について  
四. その他

## 夏期巡回指導

七月八日郷ノ浦地区、七月十日石田分会、七月十四日湯ノ本・勝本分会、七月十七日芦辺地区・瀬戸地区を行った。今年は、コロナの影響で行うか否か役員会で審議し、こういふときだからこそ各営業者に適正なアドバイスを行うことにしました。

## 食品衛生月間

### ①街頭キャンペーン

街頭キャンペーンを八月一日～三日にかけて各地区一斉にカット絆創膏を配布し(勝本朝市通り・湯ノ本湯がっぱ・ヤマグチストア・エレナ郷ノ浦店・ダイエー吉岐店・マリソール吉岐)、消費者の方々に食中毒予防を呼びかけた。



街頭キャンペーンの様子



食品衛生月間パレードの様子

②食品衛生月間パレード

八月三日午後一時三十分から五時まで管内一周の広報パレードを壱岐保健所の大坂係長と平山会長、平田衛生管理推進委員長、富谷検査推進委員長により会長の車と保健所の車の二台で行った。

対馬地区

〔令和二年理事会及び通常総会〕

四月十日役員立会いのもと監事二名による監査を終え、五月十一日対馬保健所会議室において第一回理事会を開催した。事業経過報告・決算、予算報告をした。総会開催については、新型コロナウイルス感染症予防の為、集めない書面による決議となった。

代議員五十四名に「書面決議承諾書及び議決権行使書」を五月二十八日必着で郵送した。結果は、議案第一号から第四号議案まで賛成五十四名の決議書の提出があり、過半数の賛成をもって可決された。

〔第二回理事会を開催〕

六月四日対馬保健所会議室において三密対策を取ながらの開催。

議題

一、通常総会書面決議の結果報告

二、事業計画

○食品衛生責任者講習会

九月開催 四会場

○夏季巡回指導 中止

○第一回業者検便 七月七日実施

○食品衛生月間 ポスター掲示・

のぼり掲揚・広報車による啓蒙

活動・リーフレット配布無

○指導員研修会 十月開催

〔第一回業者検便の実施〕

七月七日(火)大雨の中、十二ヶ所の受付場所を設置し全島一斉に実施した。各地区指導員総出で受付場所には、コロナ感染症予防対策でアルコール消毒液を設置、間隔を呼びかけながらの受付で指導員の皆様には大変お世話になりました。また、コロナ状況下ホテル、飲食店の休業が多く受験数に響いている。

受験総数 九百九本

〔食品衛生月間〕

八月六日上地区、八月七下地区、対馬保健所広報車にステッカーを貼り二日間消費者の皆様にご中毒予防を呼びかけた。今年は、街頭での活動ができなかつたので、対馬市報に「家庭でできる予防のポイント」を対馬保健所・地区協会連名で記載してもらった。

ポスター 四十二枚掲示  
のぼり 十二本掲揚



ミシュランガイド ビブグルマン認定の店

**Petto**  
PIZZERIA

宍岐市芦辺町芦辺浦606-2  
080-8380-4701  
18:00~24:00(L.O.23:00) 木曜定休

# 就任挨拶



検査部長  
小崎 一弘

令和二年四月より、検査部長として勤務させて頂いたことになりました小崎でございます。食の安全・安心につきましては、従来から国民の大きな関心事の一つとなっております。当協会におきましても、食の安全・安心を確保するために、食品衛生に係る普及啓発活動や各種講習会を実施してまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るっている影響で、本県におきましても様々な感染防止対策等がとられているため、当協会が実施しております様々な業務に影響が出ているところであります。

また観光立県の長崎におきましては、海外インバウンド客や他県からの観光客の減少で、飲食店や旅館・ホテル等が大きな

ダメージを受けてしまいました。今後の社会活動の再生には、個人個人が生活を見つめ直し、いかにして新型コロナウイルス感染症と共存すべきかを模索していく必要性があると考えています。

また国内におきましては、食品の安全確保のために、「食品衛生法等の一部を改正する法律」が本年六月に施行され、HACCPの義務化や営業許可制度の見直し等がなされており

ます。このように食品業者等を取り巻く環境は大きく変化しておりますが、今後、皆様方と共に微力ではありますが、食品衛生協会の発展のために取り組んでいきたいと考えておりますので、皆様方のご指導・ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。



# 新人紹介



総務課  
大塚 史洋

平成三十一年四月より環境検査課の臨時職員として入社し、令和二年四月より総務課の正規職員として採用して頂きました。

食品、水質、環境と人の生活には欠かせない、また長崎県の皆様の安心、安全に携われるお仕事をして頂き、責任を感じている毎日です。

家族は妻、二人の息子(中一、小三)の四人家族です。趣味はテニス、週末には小学生にテニスを教えて楽しんでいきます。

「感謝」「初心」の気持ちを忘れずに精進してまいりますので、ご指導、ご鞭撻の程、宜しくお願い致します。

生命科学の技術の進歩と社会の発展に貢献する



- 本社 〒852-8116 長崎市平和町24番14号  
Tel. 095-848-5221 Fax. 095-849-3920
- 営業本部 〒851-0103 長崎市中里町1384  
Tel. 095-839-3090 Fax. 095-839-5230
- 佐世保営業所 〒858-0923 佐世保市日野町755  
Tel. 0956-28-4365 Fax. 0956-28-3962
- 福岡営業所 〒812-0888 福岡市博多区板付1-9-18  
Tel. 092-418-1184 Fax. 092-418-1181

URL <http://www.technosuzuta.co.jp>



- 企画からデザインまで
- ポスター ■パンフレット
  - ペーパーバッグ ■DM
  - チラシ ■伝票
  - その他総合印刷
  - WEBサイト制作

# 株式会社 岩永印刷所

〒850-0823 長崎市弥生町8番30号  
TEL 095-821-2341(代) FAX 095-821-2342

URL <http://iwanaga-print.com> [岩永印刷所](#) [検索](#)



県では、居酒屋等の飲食店に対して、セルフチェックリストを用いた自己点検と、店舗への掲示をお願いしています。皆様方の店舗におかれましても、下記リストの点検と掲示により、感染防止対策の周知・徹底をお願いします。

また、県では、店舗等での感染防止対策に必要な経費を支援しています。対象となる事業者及び経費など詳しくは、県ホームページまたはコールセンター（0120-853-258）にてご確認ください。

「長崎県新しい生活様式対応支援補助金」上限10万円、申請期限：10/30(金)


お県  
知から  
らせの

令和2年 月 日

店舗名： \_\_\_\_\_

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止セルフチェックリスト

【重点項目】

チェック項目		チェック欄
1	換気扇や空調設備を常時稼働させるなど、適切に換気を行っている。	
2	消毒液を各所に設置し、来店者の手指消毒を徹底している。	
3	化粧室のハンドドライヤーは使用せず、ペーパータオル等を置いている。	
4	座席の間隔を空けるなど、対人間隔を確保している。	
5	客の入れ替えの都度、テーブル・イス・メニューブック・ドアノブ等、来店者が触れた部分についてこまめに清掃・消毒を行っている。	
6	大皿は避けて、料理は個々に提供する、従業員等が取り分ける等の工夫を行っている。	
7	使用済みマスク等は、ビニール袋に入れて縛るなど密閉して捨てている。	
8	テイクアウトを実施する場合は、客の店内滞留時間を短くするために、事前予約注文を受け付ける等の工夫を行っている。	
9	大声で会話しないよう周知するとともに、BGMを小さくしている。	
10	来店者同士のお酌、グラスやお猪口の回し飲みはさせないようにしている。	
11	検温を行い、来店者で熱がある方は入場をご遠慮いただくなどの取り組みを行っている。	
12	万一の感染者等の発生に備え、来店者の把握などの取り組みを行っている。	
13	従業員のマスク着用・うがい手洗いを徹底している。	
14	従業員の更衣室等の換気を行い、対面での食事・会話は行っていない。また、タオルの共用は行っていない。	
15	従業員に出勤前に検温や体調確認をさせ、毎日報告させている。	
16	体調不良の従業員に休養を促し、勤務中に体調不良になった者はただちに帰宅させている。	
17	上記以外に、業界団体のガイドラインも参照しながら、取り組みを実践している。 <a href="http://www.jfnet.or.jp/contents/safety/">http://www.jfnet.or.jp/contents/safety/</a>	

長崎県

※コンピュータで使用したものを（県ホームページにも掲載しております）。